

都民の暮らしが潤う東京農業の推進事業費補助金交付要綱

平成 20 年 4 月 1 日 20 産労農振第 188 号

第 1 趣 旨

東京都は、都民の暮らしが潤う東京農業の推進事業実施要綱（平成 20 年 4 月 1 日付 20 産労農振第 188 号）に基づいて区市が行う事業に要する経費の一部に対し予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第 2 補助対象事業及び補助率等

第 1 の規定により補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び経費並びに当該経費に対する補助額は、別表に定めるとおりとする。

第 3 補助金交付の申請

補助金の交付を受けようとする区市（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記様式第 1 号）1 部をあらかじめ知事に提出しなければならない。

第 4 補助金交付の決定

- 1 知事は、第 3 の規定に基づいて提出された申請書の内容を審査し、適切と認めた場合は、補助金の交付を決定し、別記様式第 9 号により申請者に通知する。
- 2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項につき修正を加え、又は条件を付することができる。

第 5 申請の撤回

第 4 の 1 の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、当該通知受領後 1 4 日以内に、申請の撤回をすることができる。

第 6 事情変更による決定の取消し等

知事は、交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

第 7 申請事項の変更

補助事業者は、次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ変更承認申請書（別記様式第 2 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業内容の区分の変更または区分の一部を中止しようとするとき。
 - (2) その他事業内容を大きく変更しようとするとき。
- 2 知事は、1の申請があった場合において、必要と認めるときは、申請事項について修正を加え、又は条件を付して承認することができる。

第8 事業の中止又は廃止

- 1 補助事業者は、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、補助事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第3号）2部を知事に提出して、その承認を受けなければならない。
- 2 知事は、1の承認をした場合には、第6の1の規定に基づき交付決定の全部又は一部を取り消し、別記様式第10号により補助事業者あて通知する。

第9 事故報告等

補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書（別記様式4号）を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

第10 遂行命令等

- 1 知事は、補助事業者が提出する報告及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- 2 知事は、補助事業者が1の命令に違反したときは、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

第11 実績報告等

補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した実績報告書（別記様式第5号）1部を速やかに知事に提出しなければならない。第8の規定により事業廃止の承認を受けた場合も同様とする。

第12 補助金の額の確定

知事は、第11の規定により提出された実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第11号により当該補助事業者に通知する。

第13 是正のための措置

- 1 知事は、第12の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命

ずることができる。

- 2 第12の規定は、1の命令により補助事業者が必要な処置をした場合について準用する。

第14 補助金の支出

- 1 第12の規定により補助金の交付額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金交付請求書(別記様式第6号)1部を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により補助事業者から補助金交付請求があった場合には、当該補助金を支出する。

第15 補助金の概算払

- 1 知事は、補助事業の遂行に当たって必要があると認めたときは、第14の規定にかかわらず補助金の全部又は一部を概算払することができる。
- 2 補助事業者は、補助金の概算払を請求しようとするときは、補助金概算払請求書(別記様式第7号)1部を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、2の支出をした場合には、第12の規定による補助金の額の確定通知を受領した後すみやかに概算払精算書(別記様式第8号)1部を知事に提出し、補助金を精算しなければならない。

第16 決定の取消し

- 1 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、補助事業者に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) その他補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、第12の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 知事は、1の処分をした場合には、別記様式第12号により補助事業者あて通知する。

第17 補助金等の返還

- 1 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。
- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、別記様式第13号により、期限を定めてその返還を命ずる。

第18 違約加算金及び延滞金

- 1 知事が第16の1の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 知事が補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 3 1及び2の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

第19 違約加算金の計算

- 1 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における第18の1の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 2 第18の1の規定により違約加算金の納付を命ぜられた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第20 延滞金の計算

第18の2の規定により延滞金の納付を命ぜられた場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第21 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

第22 帳簿等の整理

補助事業者は、当該補助事業の実施状況、費用の収入及び支出、その他事業に係る事項を明らかにする書類及び帳簿を当該事業完了の日の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から適用する。

別 表

実施 主体	事業区分	経費	実施 期間	補助額
区市	地区協議会設置及び 運営	報償費、使用料及賃借 料、需用費、役務費、 委託料、旅費、賃金等	1年間	1地区100万円 の定額とする。 ただし、事業費が 200万円以下の 場合は、事業費の 2分の1以内とす る。
	地域における農業・ 農地のもつ多面的機 能の理解促進			
	まちづくりプラン作 成			

別記様式第1号（第3関係）

番 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

区市長 氏 名 印

年度都民の暮らしが潤う東京農業の推進事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、都民の暮らしが潤う東京農業の推進事業費補助金交付要綱第3の規定に基づき補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業計画（精算）

区 分	総事業費	負 担 区 分		備 考
		都	区市	
	円	円	円	
合 計				

3 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	備 考
都補助金	円	
区市費		
合 計		

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	備 考
	円	
合 計		

4 事業完了予定（事業完了）年月日

年 月 日

別記様式第2号（第7関係）

番 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

区市長 氏 名 印

年度都民の暮らしが潤う東京農業の推進事業変更承認申請書

年 月 日付 第 号で補助金交付決定の通知のあった 年度都民の暮らしが潤う東京農業の推進事業の実施について、同事業費補助金交付要綱第7の規定に基づき、下記のとおり計画を変更したいので、その承認及び補助金 円の追加(減額)交付を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(別記様式1号の「記」の2以下に準じ、新旧の事業内容及び経費の配分等を比較対照できるように記載する。)

番 号
年 月 日

東京都知事殿

区市長 氏 名 印

年度都民の暮らしが潤う東京農業の推進事業費補助金に関する事故報告書

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった都民の暮らしが潤う東京農業の推進事業費補助金について、同事業費補助金交付要綱第9の規定に基づき、下記のとおり補助事業の事故報告書を提出します。

記

1 事故の内容

2 事故発生前における補助事業の状況

(1) 事業について

(2) 経費の支出について

区 分	交 付 決定額	月 日現在の支出		残 額		支出予定額		事業遂行 不能の時 の不用額
		補助事業に 要する経費	補助 金額	補助事業 に要する 経費	補助 金額	補助事業 に要する 経費	補助 金額	
計								

3 今後の対応

別記様式第5号（第11関係）

番 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

区市長 氏 名 印

年度都民の暮らしが潤う東京農業の推進事業実績報告書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定の通知のあった都民の暮らしが潤う東京農業の推進事業について、下記のとおり事業を実施したので、同事業費補助金交付要綱第11の規定により、その実績を報告します。

記

(以下、別記様式1号に準じ、変更のある場合は、変更部分について二段書きとして変更前を上段に()書きにする。)

別記様式第6号（第14関係）

番 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

区 市 長 氏 名 印

年度都民の暮らしが潤う東京農業の推進事業費補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で補助金の額の確定通知のあった都民の暮らしが潤う東京農業の推進事業について、同事業費補助金交付要綱第14の規定により、下記金額を請求します。

記

補 助 金 円

別記様式第7号（第15関係）

番 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

区市長 氏 名 印

年度都民の暮らしが潤う東京農業の推進事業費補助金概算払請求書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定の通知のあった都民の暮らしが潤う東京農業の推進事業について、同事業費補助金交付要綱第15の2の規定により、下記金額の概算払による交付を請求します。

記

補 助 金 円

別記様式第8号（第15の3関係）

番 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

区市長 氏 名 印

年度都民の暮らしが潤う東京農業の推進事業費補助金概算払精算書

年 月 日付 第 号で補助金の額の確定通知のあった都民の暮らしが潤う東京農業の推進事業について、同事業費補助金交付要綱第15の3の規定により、下記により精算します。

記

区 分	概算払高	支 払 高	戻 入 高	繰 越 高	備 考
	円	円	円	円	
計					

(注) 区分は、別記様式1の「記」の2及び3の(2)の支出の部の区分に準じる。

区 市 名

年 月 日付 第 号で補助金の交付申請のあった 年度都民の暮らしが潤う東京農業の推進事業（以下『補助事業』という。）については、申請の内容を審査したところ適当と認められるので、下記により 年度補助金を交付する。

年 月 日

東京都知事 氏 名 印

記

第 1 交付金額 金 円

第 2 補助事業の内容等
補助事業の内容等は、 年 月 日付 第 号による申請書のとおりとする。

第 3 補助率等
補助事業に要する経費の配分、補助金の配分額及び補助率は、次のとおりとする。

区 分	経 費	補助金	備考
	円	円	
合 計			

第 4 申請の撤回

申請者は、この交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議のあるときは、当該通知書受領日から14日以内までに申請の撤回をすることができる。

第 5 事情変更による決定の取消し等

- 1 知事は、この交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はこの交付の決定の内容若しくは、これに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、すでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 1の規定によるこの交付の決定の取消しにより、特別に必要となった事務及び事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金を交付することがある。
 - (1) 補助事業に係る物品の撤去その他の残務処理に要する経費。
 - (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する経費。
- 3 2の規定による補助金の額の2の(1)又は(2)に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、1の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずる。

第 6 承認事項

- 1 補助金の交付の決定を受けた者（以下『補助事業者』という。）は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ事業変更承認申請書（都民の暮らしが潤う東京農業の推進事業費補助金交付要綱（ 年 月 日付 産労農振第 号、以下「交付要綱」という。）別記様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 工事雑費以外の経費から工事雑費への流用をしようとするとき。
 - (2) 事業主体の変更をしようとするとき。
- 2 知事は、1の申請があった場合において、その申請事項に修正を加え、又は条件を付して承認することができる。

第 7 事業の中止又は廃止

- 1 補助事業者が補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、補助事業中止（廃止）承認申請書（交付要綱別記様式第3号）2部を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、1の申請書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認める場合は、事業の中止又は廃止の承認の通知をする。

第 8 事故報告等

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに事故報告書（交付要綱別記様式第4号）を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

第 9 状況報告

知事は、特に必要と認められる場合、事業実施状況の報告を求めるとともに、書類等を補助事業者から提出させることがある。

第10 遂行命令等

- 1 知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの交付決定の内容、又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- 2 知事は、補助事業者が、1の命令に違反したときは、当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

第11 実績報告

- 1 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき、又は補助事業が完了しない場合で、都の会計年度が終了したときは、実績報告書（交付要綱別記様式第5号）を知事に提出しなければならない。第8の規定により廃止の承認を受けた場合もまた同様とする。
- 2 前項の実績報告書を提出するに当って、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第22号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を含めて補助金の交付を申請した区市長等は、各事業実施主体における当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。
- 3 当該補助金に係る仕入に係る消費税相当額を含めて補助金の交付申請した区市町長等は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を交付要綱別記様式第7号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第12 補助金の額の確定

知事は、第12の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が、この交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

第13 是正のための措置

知事は、第12の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとることを命

ずることができる。

第 1 4 補助金の支払及び請求

- 1 知事は、第 1 2 の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費について、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の請求をしようとするときは、交付要綱別記様式第 6 号による補助金請求書(概算払による場合は、交付要綱別記様式第 7 号による補助金概算払請求書)を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者が概算払により補助金を受領したときは、当該概算払を受けた補助金の額に、これに対応する補助事業者負担を加え、遅滞なく間接補助事業者に支出しなければならない。
- 4 補助事業者は、補助金の概算払を受けた場合において、第 1 2 の規定による補助金の額の確定通知を受領したときは、概算払精算書(交付要綱別記様式第 8 号)を知事に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

第 1 5 決定の取消し

- 1 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、この交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他、不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) その他、この交付の決定の内容、又はこれに付した条件その他法令又はこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 1 の規定は第 1 2 の規定により、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第 1 6 補助金の返還

- 1 知事は、第 5 又は第 1 5 の規定により、この交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係わる部分に関し、すでに補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- 2 知事は、第 1 2 の規定により、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

第 1 7 違約加算金及び延滞金

- 1 知事が、第 1 5 の 1 の規定により、この交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から、納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を

控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を都に納付しなければならない。

- 2 知事が、補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を都に納付しなければならない。
- 3 1及び2の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

第18 違約加算金の計算

- 1 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における第17の1の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれ受領の日において受領したものとする。
- 2 第17の1の規定により、違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第19 延滞金の計算

第17の2の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第20 他の補助金の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

第21 関係書類帳簿の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業完了の日の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

第22 その他

補助事業者は、間接補助事業者に対し、間接補助金を交付するときは知事が補助金の交付について付した条件に準ずる条件を付さなければならない。

別記様式第第10号（第8関係）

番 号
年 月 日

区 市 長 殿

東京都知事 氏 名 印

年度都民の暮らしが潤う東京農業の推進事業の中止（廃止）の承認
及び東京都補助金相当額の返還について

年 月 日付 第 号による 年度都民の暮らしが潤う東京農業の推進事業
の廃止（中止）承認申請については、申請のとおり承認し、同事業費補助金交付要綱第6
の規定に基づき 年 月 日付 第 号による交付決定額の全部（又は一部）金
円を取り消したので、同要綱第8の2の規定により通知する。

（なお、同要綱第17の1の規定により既に交付した補助金 円との差額 円
の返還を命ずる。

おって、返還の期限は、この通知の日から 日とする。）

別記様式第 1 1 号 (第 1 2 関係)

番 号

区 市 名

年度都民の暮らしが潤う東京農業の推進事業費補助金の額の確定について

年 月 日付 第 号をもって交付決定した 年度都民の暮らしが潤う東京農業の推進事業に対する補助金については、年 月 日付 第 号をもって提出された実績報告書を審査した結果、交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものと認められるので、その額を 円に確定する。

年 月 日

東京都知事 氏 名 印

別記様式第12号（第16関係）

番 号
年 月 日

区 市 長 殿

東京都知事 氏 名 印

年度都民の暮らしが潤う東京農業の推進事業費補助金交付決定の取消し
及び東京都補助金相当額の返還命令について

年 月 日付 第 号をもって交付決定した 年度都民の暮らしが潤う東京
農業の推進事業費補助金の交付決定額金 円については、同事業費補助金交付要綱第
16の1により当該交付決定（又は一部金 円）を取り消したので、同要綱第16の
3の規定により通知する。

（なお、同要綱第17の1の規定により既に交付した補助金 円との差額 円
の返還を命ずる。

おって、返還の期限は、この通知の日から 日とする。）

別記様式第13号（第17関係）

番 号
年 月 日

区 市 長 殿

東京都知事 氏 名 印

年度都民の暮らしが潤う東京農業の推進事業費補助金の額の確定
及び東京都補助金相当額の返還について

年 月 日付 第 号をもって提出された 年度都民の暮らしが潤う東京農業の推進事業実績報告書に基づき、 年 月 日付 第 号による交付決定通知に係る補助金の額 円は同事業費補助金交付要綱第12の規定に基づき、金 円に確定したので通知する。

なお、同要綱第17の2の規定により既に交付した補助金 円との差額 円の返還を命ずる。

おって、返還の期限は、この通知の日から 日とする。